

発行

長野県企画部県民協働・NPO課

〒380-8570 長野市大字南長野野幅下692-2 県庁東庁舎1階

TEL 026-235-7189 FAX 026-235-7258

長野県公式ホームページ「NPO・ボランティア情報コーナー」

Eメール kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp

### ピックアップ NPO法が改正されました

市民活動支援センターへ行ってみよう  
シリーズ⑥ 大町市市民活動サポートセンター

- ◇ 長野県が進める「新しい公共支援・推進事業」
- ◇ 定款変更には、所轄庁の認証が必要です！
- ◇ 役員に変更はありませんか？
- ◇ 新NPO法人紹介
- ◇ 「ボランティア交流センターながの」からのお知らせ

### information

#### 一県からのお知らせ NPO運営セミナーを実施します

##### 「NPO運営基礎セミナー」

県内4地区を会場に開催します。NPO運営の基礎を身につける絶好のチャンス、全テーマを受講すればNPO運営の全体が理解できます。

実施予定テーマ	セミナー概要	実施予定日			
		東信会場	中信会場	南信会場	北信会場
NPOの諸形態	○民間非営利組織の意義 ○組織形態 ○コンプライアンス	(第1回)10月5日(水) 14:00~15:00 (第2回)2月上旬開催予定	10月25日(火) 9:30~12:00	10月13日(木) 9:30~12:00	(第1回)10月4日(火) 14:00~15:00 (第2回)2月上旬開催予定
会計・税務	○会計の原則、記帳、仕訳、税務に関する説明 ○決算書類の作成方法	1月25日(水) 13:30~17:00	1月26日(木) 13:00~17:00	1月23日(月) 13:00~17:00	1月24日(火) 13:30~17:00
経営マネジメント	○経営・運営の理念、ビジョンの設定 ○長期的な戦略と事業計画 ○組織運営	11月27日(日) 13:30~16:30	11月24日(木) 13:00~16:00	11月2日(水) 9:30~12:00	11月26日(土) 13:30~16:30
資金調達と事業評価・改善	○寄付金・事業収入での資金の集め方 ○事業評価と評価のフィードバック	12月18日(日) 13:30~16:30	11月14日(月) 13:00~16:00	11月2日(水) 13:00~16:00	12月17日(土) 13:30~16:30
法人PR・情報発信力	○情報公開、情報発信力の向上、法人のPR方法 ○会員・ボランティア獲得	11月15日(火) 13:30~16:30	12月上旬開催予定		11月14日(月) 13:30~16:30
事業企画力	○コミュニティービジネスの提案 ○事業企画力の向上	1月20日(金) 13:30~16:30	10月25日(火) 13:00~16:00	10月13日(木) 13:00~16:00	1月21日(土) 13:30~16:30
その他必要なテーマ	○認定NPO法人制度改革について	(第1回)10月5日(水) 15:00~17:00 (第2回)2月上旬開催予定	11月14日(月) 9:30~12:00	12月6日(火) 13:00~16:00	(第1回)10月4日(火) 15:00~17:00 (第2回)2月上旬開催予定

#### 「NPO運営エキスパート講座」

NPOの理事長や事務局長等団体運営責任者を対象に運営実務を集中的に学びスキルアップする1泊2日の専門講座です。

第1回を北信の会場で12月10日、11日に、第2回を中信の会場で1月14日、15日に開催する予定です。

※実施予定日については変更の可能性があります。会場等の詳細については随時参加者募集のご案内を行っていく予定です。

◇問合せ先 企画部 県民協働・NPO課 TEL 026-235-7190 FAX 026-235-7258 E-mail kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp

### チャイルドライン支援事業 企画部次世代サポート課が担当しています

「チャイルドライン」事業とは、全国統一フリーダイヤル0120-99-7777にかかってくる子どもたちの声を聞き、その気持ちに耳を傾ける活動です。現在、長野県では長野県チャイルドライン推進協議会の3つのNPO団体（チャイルドラインながの・チャイルドラインすわ・チャイルドラインうえだ）が、月～土曜日の16:00～21:00に電話を受けています。

県では、チャイルドラインの運営に要する経費に助成しているほか、県内すべての子どもたちにチャイルドラインの広報カードを、学校を通じて配布しています。

#### チャイルドラインながの 電話の受け手ボランティア募集



#### チャイルドラインの4つの約束

- ・ヒミツはまもるよ
- ・名まえは言わなくてもいい
- ・どんなことでも、いっしょに考える
- ・イヤになったら、切っていい

「チャイルドラインながの」では、子どもからの電話を受けていただけるボランティアを募集しています。

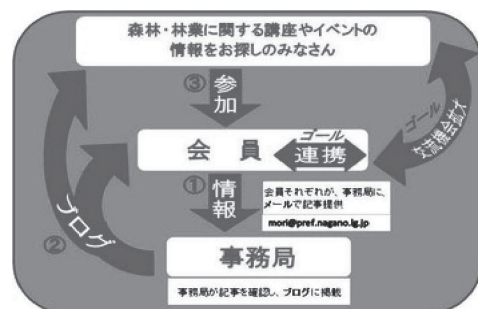
※電話を受ける方を「受け手」と呼び、「受け手」になっていただくには「受け手養成講座」を受講していただきます。  
※「受け手養成講座」受講希望の方は下記の連絡先に問合せ下さい。

NPO法人 ながのこどもの城いきいきプロジェクト  
チャイルドラインながの  
TEL / FAX : 026-268-0874  
携帯 090-9667-0874 E-mail cln0874@yahoo.co.jp

### 信州・森林づくり応援ネットワークへの 参加団体を募集します

標記ブログでは、NPOや林業事業者等が実施する森林・林業に関する講座やイベント等の情報を紹介しています。

森林・林業に関する活動を行っている団体のみならず、ぜひ本ネットワークに御参加下さい。会員登録はこちらから⇒<http://mori.nagano-ken.jp/e2749.html>



長野県公式ホームページ・長野県魅力発信ブログ「信州で癒すコーナー」

◇問合せ先 林務部 森林政策課企画係

TEL 026-235-7261

スタート

# 長野県が進める「新しい公共支援・推進事業」

長野県では、国からの新しい公共支援事業交付金を財源に基金を設置し、新しい公共の担い手となるNPOが、自立的に活動を行えるような支援策等の環境整備事業に取り組んでいます。

事業は基金を活用し、平成23年度、24年度の2年間にわたり実施します。

## ●県民協働を進める信州円卓会議

円卓会議は、新しい公共支援・推進事業の具体的な実施事業の検討、支援対象者の選定を行うことや、県民協働の推進を図るための総合的な施策の検討・協議の場として、有識者12人の委員にご就任いただき、平成23年4月に設置しました。

## ●本年度取り組む事業

### ◆NPO運営基礎セミナー及びエキスパート講座

	NPO運営基礎セミナー	NPO運営エキスパート講座
内 容	NPOの運営に係る基礎的な知識の獲得を目的にしたセミナーを県内4地域（東信、中信、南信、北信）に分けて10月から開催します。	NPOの運営実務を集中的に学び、スキルアップする講座を県内2会場、各1泊2日で、12月頃開催します。
受 講 対 象 者	県内のNPO（NPO法人のほか、ボランティア団体、市民活動団体等NPO全体が対象）	NPOの理事長・事務局長等団体運営の責任者

### 県民協働を進める信州円卓会議委員

氏 名	所 属・役 職 等
座 長 田 中 尚 輝	公益社団法人長寿社会文化協会 常務理事
座長代理 福 島 明 美	松本大学 専任講師
奈 良 環	NPO法人地域創造ネットワークジャパン理事・事務局長
増 田 綾 子	NPO法人くらしnet 理事
辻 琢 也	一橋大学大学院法学研究科 教授
茅 野 恒 夫	セイコーエプソン株式会社経営管理本部総務部主査
柴 田 博 康	公認会計士
小 林 明 宏	八十二銀行県庁内支店長
中 山 千 弘	日本労働組合総連合会長野県連合会 事務局長
山 田 正	松本市商工観光部 労政課長
宮 澤 敏 幸	こまがね市民活動支援センター 事務局長
阿 部 守 一	長野県知事

### ◆社会イノベーション推進のためのモデル事業

地産地消による自然エネルギーの普及モデルを検討・構築することを通じて、自然エネルギー事業の普及と地域社会の持続的発展を図るため、県が構成員となり、官民協働の自然エネルギー信州ネットを設立。各地域には地域協議会を組織し、地域にあった普及モデルを調査検討していきます。

### ◆新しい公共の場づくりのためのモデル事業

NPO等と市町村及び県との協働による地域課題解決のための実践モデルの構築を目指すもので、8月から9月にかけて本年度の事業提案を募集しました。

9月県議会において、予算案が可決された後、10月中旬の「県民協働を進める信州円卓会議」において、対象事業が決定される予定です。

### ◆NPO人材育成事業

シニア層・団塊世代やNPO活動に関心を持つ現役世代の人たちの中からNPO人材を育成し、それらの人材が企業・行政機関等で培った専門知識や技術を、退職後や勤務時間外にNPOにおいて有効に活かして活躍していただくための事業を計画しています。

### ◆その他

県民協働の推進や寄附等のあり方の検討の基礎資料とするとともに、新しい公共支援・推進事業の事業化に当たっての参考とするため、県民、企業、NPO等を対象にした実態調査を実施しています。

調査対象は、県民（2,000人）、企業（200社）、NPO（900団体）、県内地方公共団体（77市町村、県機関）

○県民協働を進める信州円卓会議では、NPOの自立的活動のために、中間支援組織の育成強化施策、NPO人材育成施策等の新しい公共支援・推進事業の内容と県民協働の新しいスタイルを検討する予定です。

# 定款変更には、所轄庁の認証が必要です！

## ◆定款の変更は、所轄庁の認証を受けなければその効力が生じません！

定款変更の手続きに係る所要期間は、所轄庁が書類を受け付けてから最大4ヶ月間ほどかかりますので、事業を円滑に実施するため、計画的に手続きを行ってください。

なお、登記事項の変更を伴う場合は法務局への届出が必要となりますのでご注意ください。

\*定款変更認証に必要な申請書類は、次のとおりです。

区 分	提 出 書 類	法務局への届出
定款記載事項の変更認証申請 (軽微な事項を除く)	①定款変更認証申請書 ②定款変更を議決した社員総会の議事録（写し） ③変更後の定款（2部） 【事業内容を変更する場合は以下も提出】 ④2年度分の事業計画書 ⑤2年度分の収支予算書	登記事項に変更があった場合 (変更認証後、2週間以内)

### 【定款変更認証の手続き方法】

- ①社員総会の議決  
(議決後速やかに)
- ②所轄庁への認証申請  
(4ヶ月以内。うち2ヶ月は縦覧期間)
- ③認証  
(認証書が到達後、速やかに)
- ④所轄庁へ新しい定款（写し）を1部提出  
(認証書が到達後、2週間以内)
- ⑤法務局での登記手続き  
\*登記事項を変更する場合のみ

ただし、次の軽微な事項については、認証を受けることなく変更が可能です。

#### ◇軽微な事項

- ①事務所の所在地（長野県内で変更した場合）
- ②資産に関する事項
- ③公告の方法

所轄庁へは総会議決後の届出のみとなります。

#### 【届出】

「定款変更届出書」を提出してください。

\*事務所の所在地を変更した場合は、法務局への届出も必要ですのでご注意ください。

## ◆定款内容を定期的に確認しましょう。

- ①ミッションは役員等で共有化されていますか。
- ②今の活動は、ミッションに沿って行われていますか。
- ③ミッションが、今の社会的課題に沿ったものとなっていますか。

法人の目的や運営のルールをまとめた定款を定期的に確認し、ミッションの実現や適正な事業運営をしましょう。

## 役員に変更はありませんか？ — 同じ人が再任された場合でも変更届が必要です —

NPO法人の役員は、法律で任期が2年以内と定められており、各法人によって、2年以内の任期が定款で定められています。

その任期が終了した際には、役員が変更になる場合はもちろん、同じ人が再任される場合も、長野県知事に届け出なければなりません。

また、法務局への登記の変更も必要となります。

役員「変更」としては、次のような場合が考えられます。

- ①再任
- ②任期満了
- ③死亡
- ④辞任
- ⑤解任
- ⑥氏名、住所又は居所の変更
- ⑦新任

#### 【届出】

○「役員変更等届出書」を提出してください。

\*新たに役員になった人については、「役員変更等届出書」のほかに、以下の書類も添付してください。

- ①就任承諾及び誓約書のコピー
- ②住民票の原本（写しは不可）

\*理事の方が監事になった場合、また、監事の方が理事になった場合は、①のみ添付してください。

公益的活動を行うNPO法人には、NPO法や定款に則し、社会的使命を踏まえた適正な事業運営、法人運営が求められます。

# NPO法が改正されました。

平成23年6月15日に「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」（平成23年法律第70号）が成立し、平成24年4月1日から施行されます。

特定非営利活動促進法は平成10年に制定され、NPO法人は現在、全国で約4万2千、県内では約850法人となり、この間、平成13年にはNPO法人支援のための認定法人制度が導入されるなど整備拡充されてきました。

今回の法改正のポイントは、認証制度の信頼性向上のための見直しとして活動分野の追加・手続きの簡素化・会計の明確化等が行われ、また、NPO法人への市民からの寄附の促進効果をねらいPST要件の緩和・仮認定制度の導入等により、新たな認定制度を特定非営利活動促進法に創設するもので、認証制度、認定制度の所轄庁が一元化されることとなりました。

法改正の詳細は、内閣府NPOホームページ (<https://www.npo-homepage.go.jp/>) をご覧ください。

## ○改正のポイント

### 【施行から12年が経過した認証制度の見直し】

#### 1 活動分野の追加

法第2条の別表に記載されている活動分野に3分野が加わり20分野へ拡大されます。

#### 2 所轄庁の変更

複数の県に事務所を置く特定非営利活動法人の所轄庁は、現在の内閣府から、主たる事務所が所在する都道府県の知事（主たる事務所が指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人はその指定都市の長）へ移管されます。

#### 3 認証制度の柔軟化及び簡素化

①理事又は社員が社員総会の議案を提案した場合、その提案について社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす規定が追加

②理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗できないとする規定を削除

③定款変更の際の届出（**軽微な変更**）事項が拡大所轄庁への届出で定款変更を行うことができる事項が追加

④解散公告の簡素化

解散時における債権者への債権の申し出の催告に係る公告の回数が、「3回」から「1回」へ簡素化

#### 4 認証法人に対する信頼性向上のための措置の拡充

①認証後未登記団体の認証の取消し

・設立認証を受けた日から6か月以内に法務局で設立登記をしないときは、所轄庁は設立の認証を取り消すことができる規定を追加。

②収支計算書等に係る改正

・特定非営利活動法人が作成しなければならない会計書類のうち「収支計算書」を「活動計算書」（活動に係る事業の実績を表示するもの）に改正

・設立時に作成する「収支予算書」を「活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類）」に改正

・活動計算書と貸借対照表を「計算書類」とし、財産目録は、附属明細書的な位置付けとするよう変更

③情報開示の充実

・特定非営利活動法人の主たる事務所に加えて、従たる事務所においても利害関係人に対して事業報告書等（事業報告書、計算書類、財産目録、年間役員名簿、10名以上の社員名簿）の閲覧の義務を拡大

・特定非営利活動法人の事務所と所轄庁では、最新の役員名簿及び定款を備え置き、閲覧できるように変更

#### NPOの活動分野 (アンダーラインは追加された活動分野)

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 観光の振興を図る活動
- 5 農産漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7 環境の保全を図る活動
- 8 災害救援活動
- 9 地域安全活動
- 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11 国際協力の活動
- 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13 子どもの健全育成を図る活動
- 14 情報化社会の発展を図る活動
- 15 科学技術の振興を図る活動
- 16 経済活動の活性化を図る活動
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18 消費者の保護を図る活動
- 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 20 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

#### 軽微な変更（アンダーラインは追加）

- ・主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- ・役員の数
- ・資産に関する事項
- ・会計に関する事項
- ・事業年度
- ・解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものは除く)
- ・公告の方法

## 【財政基盤確立のための措置】

### 1 新認定制度の創設（いわゆる「認定NPO法人制度」の拡充）

① 現行の所轄庁である国税庁長官から、主たる事務所の所在地の都道府県知事又は指定都市の長へ所轄庁が変更

② 認定基準の緩和

広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準（パブリック・サポート・テスト（PST）基準）が緩和され、次の二つが追加

・絶対値基準：実績判定期間中の判定基準寄付者（各事業年度において3,000円以上の寄附を行った者の各事業年度当たりの平均が100人以上

・個別の条例指定：その法人の所在する地方公共団体から、住民の福祉の増進に寄与する法人として条例により個人住民税の控除対象として個別の指定を受けた法人

### 2 仮認定制度の導入

特定非営利活動法人は、新設後仮認定の基準に適合すると、所轄庁の仮認定を受けられる。

・法施行後3年間はPST基準不要の経過措置

## （参考）認定NPO法人制度について

### ○ 制度の概要 ○

認定NPO法人制度は、NPO法人の活動が市民や企業からの寄付により育てられ活発化することや寄付文化の浸透を狙って、平成13年10月のNPO法改正で制度化されました。

NPO法人のうち、公益の増進に寄与するとして一定の要件を満たし、国税庁の認定を受けたNPO法人を「認定NPO法人」といいます。この「認定NPO法人」に対して行った寄付を寄付金控除の対象とすることや、みなし寄付の適用など、税制上の特例措置が設けられています。

【現行の根拠法】 租税特別措置法66条の11の2及び特定非営利活動促進法46条の2

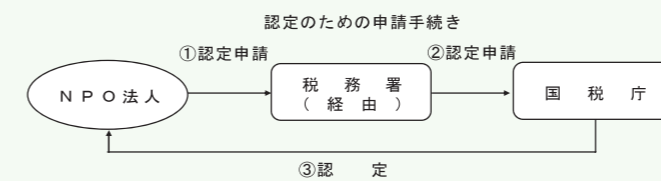
#### 現行認定手続き

認定申請先：国税庁

認定期間：5年間（再認定可）

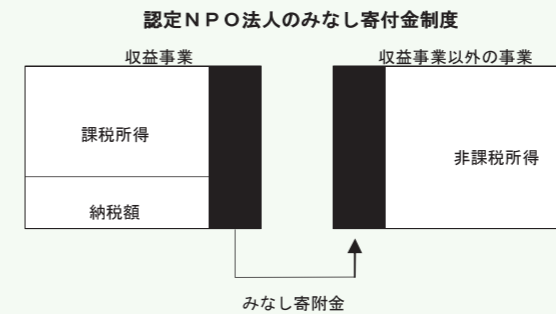
認定要件：

- ・パブリックサポートテスト（PST）が5分の1以上（経常収入金額に対する寄附金額の割合）
- ・事業活動に占める共益的活動の割合が50%未満 等



#### 認定NPO法人のみなし寄付金制度

・認定NPO法人の収益事業から得た利益を、その認定NPO法人の非収益事業に使用した場合、この分を寄附金とみなし、所得金額の20%まで損金算入できます。



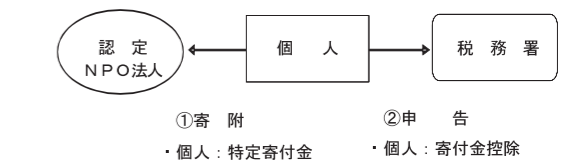
#### 認定NPO法人制度による税制上の特例措置

##### 「個人が寄附をした場合の特例措置」

寄附金控除額の算定

- ・特定寄付金－2千円＝寄附金控除額（特定寄付金の対象は総所得金額の40%まで）

個人が支出した寄附金にかかる特例措置

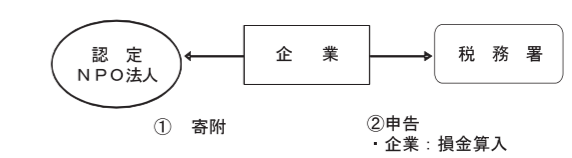


##### 「法人が寄附をした場合の特例措置」

寄附金控除額の算定

- ・一般寄付金の損金限度額の範囲 資本金×0.25%＋所得金額×2.5% ×1/2
- ・特別損金算入限度額 資本金×0.25%＋所得金額×5% ×1/2

企業が支出した寄附金にかかる特例措置



##### 「相続税の課税対象外の特例措置」

- ・相続人、遺贈を受けた者が認定NPO法人に寄付をした場合には、相続税の課税対象としない特例措置

# 新NPO法人紹介

(NPO 法人名・設立年月日・目的(定款のとおり)  
・主たる事務所)

7月から9月までに新たに設立の届け出があった12法人を紹介します。  
県内のNPO法人の情報については、県公式ホームページ「NPO・ボランティア情報コーナー」でご覧いただけます。

## 復活への翼 (H23.6.1)

この法人は、主に長野県内の中小企業経営者や多重債務者及びその家族、従業者等を中心に、広く一般市民に対して、カウンセリングや講演会の開催及び情報提供に関する事業を行い、もって保健・福祉の増進や、人権擁護及びまちづくりの推進、雇用機会の拡充の支援、経済活動の活性化を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

(下高井郡野沢温泉村七ヶ巻木戸口206番地の1)

## 生活応援ネット スキップ (H23.5.25)

この法人は、地域課題に関心のある市民が、その経験と知識を活かし、問題解決に取り組み、おさな子からお年寄りまで、いきいきと生活でき、共に支え合うまちづくりに寄与することを目的とする。

(飯田市中央通り4丁目2番地3 ガーデنزプラザ2階)

## 想 (H23.6.3)

この法人は、障害者及びその家族に対して、障害者自立支援法に基づく各種事業、障害者及びその家族の日常生活・就労等についての支援に関する事業を行い、地域社会の福祉の増進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

(上田市本郷589番地2)

## 和合むら (H23.5.25)

この法人は、長野県下伊那郡阿南町和合地区における自然環境資源を活用した各種の事業を通じて、住民に雇用の機会や働きがい、生きがいを提供しながら、特産品等の全国への普及と情報発信による山村と都市との交流促進をはかり、同時に行政や公的組織等と連携して和合地区住民の生活上の諸課題の解決に取り組むことにより、活力にあふれ、かつ誰もが安心して生活できる持続的な地域共同体としての和合地区の構築と維持に貢献することを目的とする。

(下伊那郡阿南町和合589番地5)

## 信州日本文明文化研究会 (H23.6.7)

この法人は、一般市民に対して、講演会、講座、演奏会、出版等により人間本来の価値観より発展したところの人間学及びわが国の伝統文化の普及啓蒙に関する事業を行い、環境に配慮し、人間の絆で結ばれ、礼節をわきまえた人間社会の形成及び伝統文化の継承発展に寄与することを目的とする。

(諏訪市大字湖南6396番地)

## ミンピーバサーバドミントンアカデミー (H23.6.15)

この法人は、長野県の松本・塩尻周辺地域を中心に、バドミントンや他スポーツを子ども達や指導者、住民に対し指導・支援していくことによって、長野県のバドミントン及び他スポーツの普及とレベルアップを図ること。さらには、他県との交流や外国との国際交流等を通して、スポーツを通じた子ども達や指導者、住民の健全な心身の育成に寄与すると共に、社会へ出てからの子どもたちの姿を見通した人間教育を行っていくことを目的とする。

(塩尻市大字広丘吉田1339番地28)

## 虔十公園林の會 (H23.6.20)

この法人においては、ひとの営為の美しさと天然の自然の美しさとをともに実現していこうとする価値行為とその成果をば最高の理念とします。

この理念の遂行のために当法人は、小諸市御牧ヶ原を活動の拠点として、この台地とその近在に在住する方達、観光・旅行等でこの地を訪ねる方達等、広く一般市民に対して、環境保全、アート活動、また障害児・者に関わる支援活動を行います。

これによって、地域の美観形成と生態系の再生による地域の活性化・まちづくりの一翼を担い、また、一般市民の精神衛生・美意識の向上を促進するとともに障害児・者の福祉にも貢献することにより、広く公益に寄与することを目的とします。

(小諸市大字山浦5179番地1 茶房読書の森内)

## グリーンケア-NAGANO (H23.7.6)

この法人は障がい者の就農支援に関する事業を行い、障がい者の生活支援と地域の農業発展に寄与することを目的とする。

(長野市篠ノ井布施高田279番地21)

## グリーンプレイスプロジェクト (H23.7.7)

この法人は、サッカーを中心としたスポーツを通し、青少年に対して、スポーツの競技技術向上、普及振興を図り、青少年の健全な心身の発達、育成等に関する事業を行う。また地域においてのスポーツ文化の振興、発展、交流、環境整備及び地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とする。

(千曲市大字磯部228番地1 103号)

## 信州田舎暮らし研究所 (H23.7.12)

この法人は、信州のありふれた田舎で暮らす人々が、先人たちが伝え残してくれた知恵をもう一度見直すと共に、里山整備ボランティア事業や田舎と都市との交流事業を進める中で、助け合い、支え合う社会基盤を醸成し、心豊かな地域社会づくり、地域の活性化・地域振興並びに農山村景観の向上に寄与することを目的とする。

(上伊那郡辰野町大字沢底836番地)

## 自立支援の里ライラック (H23.7.28)

この法人は、障害者及び生活保護者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図ることで、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

(佐久市平賀字下馬場1920番6)

## 豊野結いの会 (H23.8.12)

この法人は、長野県に居住する障がい者が地域で自立生活ができる社会の実現をめざすため、障がい者の自立生活を支える事業や高齢者が暮らしやすい町づくりに関する事業を行い、ノーマライゼーションの理念に基づいた社会の実現に寄与することを目的とする。

(長野市豊野町豊野2230番地)



# 市民活動支援センターへ行ってみよう

長野県内の各地域で市民活動をサポートし、NPOやボランティアの架け橋を担っている市民活動支援センターを紹介するコーナーです。「市民活動に参加してみたい」「どんな団体があるのか知りたい」「活動の場を広げたい」という皆さん、ぜひ、市民活動支援センターに立ち寄ってみませんか。

## きらり輝くおおまち 市民活動サポートセンター

大町市では、市民の皆さんに積極的にまちづくりに参加していただくことを目的に「市民参加と協働のまちづくり」を推進しています。昨年4月に開所した「市民活動サポートセンター」では、市民の皆さんの自主的な地域づくり活動や自治会活動を支援しています。



市民参加と協働のまちづくりの拠点に、朝顔へブンリー・ブルーが華を添えています。市民の方のご協力により、人々がつどいやすい雰囲気づくりに一役買ってくれています。

- ◆情報の収集・発信に関するサービス：市民活動団体の活動情報の発信や、団体間の情報交換の場としてご利用いただいています。
- ◆事務機器貸し出しサービス：自治会活動や市民活動の事業の会報やイベントちらしを作成される際、市民活動サポートセンターのパソコン、コピー機、印刷機等をご利用いただいています。
- ◆相談サービス：組織運営や助成金情報の提供などの相談をお受けしています。
- ◆場の提供サービス：少人数のミーティングや団体間の交流の場としてもご利用いただいています。

### 【開所時間】

平日午前8時30分～午後5時15分

平日夜間 毎週木曜日、午後9時まで

休日 毎月第2日曜日 午前8時30分から～午後5時15分

大町市役所庶務課市民活動支援係

『市民活動サポートセンター』

TEL0261-22-0420 (内線830・831)

(直通) 0261-85-0531 fax 0261-85-0763

Eメール：shiminkatsudou@city.omachi.nagano.jp



# 「ボランティア交流センターながの」からのお知らせ

## 「NPOの広場」～地域の市民活動イベントに参加しています。～

今年も、県内各地で開催される市民活動イベントに参加しています。多くの方にNPO活動について理解し、参加していただくために、NPO・ボランティア活動についてやNPO法人についてのパネル展示をするほか、NPO法人の設立相談も行っています。

7月、飯田市勤労者福祉センターにて開催された「第33回ふれあい広場」に参加し、多くの方に関心を寄せていただきました。

### 一「NPOの広場」今後の開催日程一

10月1日(土)・2日(日)「市民活動フェスタ2011 in 松本 ぼくらの学校」

(会場：松本市あがたの森公園 主催：松本市市民活動サポートセンター)

11月12日(土)「平成23年度東御市『くらしを見直そう』展」

(会場：東御市中央公民館 主催：東御市市民生活部市民課生活環境係)

10月29日(土)「NPO・ボランティア交流集会」(仮)

(会場：小諸市コミュニティセンター 主催：小諸市・小諸市ボランティアセンター)

11月3日(木・祝)「NPOフェスタ2011」

(会場：飯山市公民館周辺 主催：いいやまNPOセンター)



## ようこそ！子ども記者さん



今年度も「県庁見学 子ども記者体験」の一環として、大勢の小学生が“わたしたちにもできるボランティア活動”を取材にセンターを訪れています。

熱心にメモを取る子、元気よく質問してくれる子、ときには、はにかみながらも学校でのボランティア活動を紹介してくれる子もいます。

「ぼくたち・わたしたちにもできるボランティアってなあに？」「ボランティアをするとどんな気持ちになるの？」子ども記者の質問は、新鮮かつ素朴で、思わずほっこりしてしまいます。「ボランティアは大変で難しいことだと思っていたけれど、普段学校でやっているペットボトルのキャップやベルマークを集めることも、ボランティアだということが分かった。」「もっと色々なボランティアをやってみたい。」などの感想があり、ボランティア活動はだれでもどこでもできる大切な活動だということを感じていただいています。



## NPO・ボランティア情報 発信!!



### 「ボランティア交流センターながのブログ」

NPO・ボランティアなどの市民活動に関するイベント・募集等の情報を発信しています。情報発信力のある大きな団体はもちろん、小さな団体でも、仲間を募集したり、自分たちの活動を広めたりと、情報発信の場としてご活用ください。

ブログをご覧になりたい方は、「ボランティア交流センターながのブログ」で検索してください。

### ボランティア交流センターながのメールマガジン

毎週金曜日に1週間のブログの内容をメールにてお届けしています。メールマガジンに登録を希望される方はメールにてご連絡下さい。

(E-mail : [prefnpo@infoseek.jp](mailto:prefnpo@infoseek.jp))

〒380-8570 長野市南長野幅下 692-2 県庁東庁舎 1 階

電話 026-232-2221 FAX 026-235-7258

「NPO・ボランティア情報コーナー」

E-mail [prefnpo@infoseek.jp](mailto:prefnpo@infoseek.jp)